厚生労働大臣の定める掲示事項

（令和８年7月１日現在）

Ⅰ　入院基本料について

当院は、（日勤・夜勤あわせて）入院患者 7 人に対し 1 人以上、地域包括ケア病棟は 13 人に対し 1 人以上の看護職員を配置しています。

Ⅱ　入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化について

当院は、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準を満たしています。

Ⅲ　DPC 対象病院について

当院は、入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する【DPC 対象病院】です。

※医療機関別係数　1.6041（基礎係数 1.0583＋機能評価係数Ⅰ0.4295＋機能評価係数Ⅱ0.0972+救急補正係数 0.0191）

Ⅳ　明細書発行体制について

当院は、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点をふまえ、領収書の発行に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行なわれた検査の名称等が記載されるものです。その点ご理解いただき、ご家族の方等が代理で会計を行なう場合その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

周東総合病院